

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 6 号
件 名	情報公開請求における公開方法「写しの窓口における交付」の適正な運用を求めることについて
要 旨	<p>公開決定通知書の「公開の方法、日時及び場所」の方法欄に、「<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴、<input type="checkbox"/> 写しの窓口における交付、<input type="checkbox"/> 写しの郵便又は信書便による交付」と記載されています。ある課は、いつも「<input checked="" type="checkbox"/> 写しの窓口における交付（ご来庁時、市政情報室の有料のコピー機をご案内します。）」として公開決定通知書を送付してきます。</p> <p>交付を受けるときは、請求者がコピー機にコピー代を入れてコピーするか、コピーしてもらいます。領収書の発行はありません。領収書が必要なときは、請求者が自分で市政情報室に申し出て、白紙の領収書を受け取り、領収金額を記入し、領収印を押してもらいます。「<input checked="" type="checkbox"/> 写しの窓口における交付」と記載している以上、他課のように納入通知書兼領収証書を発行するなど、適正な対応をしてもらいたい。領収書の発行もなく、請求者が求めると、白紙の領収書を渡されるのであれば、「<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴」になるのではないのでしょうか。あらかじめ写しを準備しておくのは、コピー用紙の無駄です。</p> <p>以上のことから、写しの窓口における交付では、コピー機を案内するのではなく、納入通知書兼領収証書を発行することを求め陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	令和5年6月12日 総務常任委員会
受 理	令和5年5月31日 第139号